

解体・改修・各種設備工事を行う施工業者（元請事業者）の皆さまへ

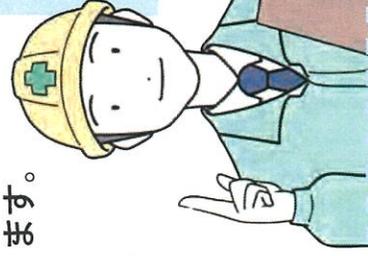
石綿（アスベスト）の事前調査は 施工業者（元請事業者）が 必ず行う必要があります！

有資格者による事前調査

石綿（アスベスト）が含まれているかどうかの調査（事前調査）は、「建築物」の工事（新築以外）を行う前に、有資格者に行わせる必要があります。

4.3.4 事前調査を実施する者 参照 →

※「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」
93～95P



「工作物」の工事の事前調査は
令和8年1月1日以降着工
の工事から有資格者に行わせる
必要があります。

石綿総合情報ポータルサイト
工作物石綿事前調査者 参照 →



事前調査結果の報告

一定規模以上の工事は、労働基準監督署と都道府県等
に対して事前調査結果等を報告する必要があります。

パソコン・
スマホから
24時間報告
可能



調査結果のほか、作業主任者の氏名や
石綿ばく露防止措置等も報告が必要な
場合があります。

4.3.7 都道府県等、労働基準 監督署への報告 参照 →

※「建築物等の解体等に係る石綿ばく
露防止及び石綿飛散漏えい防止対
策徹底マニュアル」101～103P



事前調査結果の保存

事前調査の記録等を作成し、記録
の写しを除去等の作業中に現場に
備えつけるとともに、作業終了後
も3年間保存する必要があります。

4.3.5 事前調査の記録等の作 成、備え付け及び保存 参照 →

※「建築物等の解体等に係る石綿ば
く露防止及び石綿飛散漏えい防
止対策徹底マニュアル」
95～98P



「石綿総合情報ポータルサイト」もご覧ください！

建築物等の解体・改修工事を行う際に必要な措置、各種マ
ニュアル、石綿障害予防規則の概要、事前調査者の資格を
取得するための講習会情報、関係行政機関のリンク先情報
等、事業者・作業員・発注者や住民の皆さまに向けた様々
な情報を掲載しております。



工事・作業別の規制内容の早見表

■ 工事開始前まで

規制内容	工事の種類		全ての解体・改修工事	
	建築物	工作物	建築物	工作物
事前調査・分析調査の実施 ^{※1} 、記録の3年保存【3条】	●	●	●	●
事前調査に関する資格者要件【3条】	●	▲ ^{※2}	●	●
分析調査に関する資格者要件【3条】 ^{※1}	●	●	●	●
事前調査結果等の報告（工事開始前まで）【4条の2】	●	●	● ^{※3}	● ^{※4}
作業計画の作成（石綿含有建材がある場合）【4条】	●	●	●	●
計画の届出（工事開始の14日前まで）【安衛法88条（安衛則90条）、5条】	●	●	● ^{※6}	● ^{※6}



- ※1 事前調査で石綿の使用の有無が明らかとならなかったときは、有資格者による分析調査を行う必要があるが、「石綿使用有り」と見なして分析調査を行わない場合は、法令に基づき措置を講じる必要があります。
- ※2 令和8年1月1日から施行されるが、施行前も有資格者による事前調査の実施が望ましい。
- ※3 床面積の合計が80㎡以上の解体工事又は請負金額100万円以上の改修工事に限る。
- ※4 特定の工作物の解体工事又は改修工事であって、かつ請負金額100万円以上の工事に限る。
- ※5 総トン数が20トン以上の鋼製の船舶に係る解体工事又は改修工事に限る。
- ※6 吹付け石綿等（レベル1建材）又は石綿含有保温材等（レベル2建材）がある場合に限る。建設業・土石採取業以外の事業者にあつては、作業の届出（工事開始前まで）が適用。

■ 工事開始後（石綿含有建材を扱う作業に限る）

主な規制内容	吹付け石綿、保温材等の除去等（レベル1・2）	けい酸カルシウム板第1種の破砕等	仕上塗材の電動工具による除去	スレート板等の成形品の除去（レベル3）
事前調査結果の作業場への備え付け、掲示【3条】	●	●	●	●
石綿作業主任者の選任・職務実施【19条、20条】	●	●	●	●
作業者に対する特別教育の実施【27条】	●	●	●	●
作業場所の隔離【6条、6条の2、6条の3】	●	●	●	●
隔離空間の負圧維持・点検・解除前の除去完了確認【6条】	●	●	●	●
作業時は「建材を湿潤な状態に保つこと」「除じん性能を有する電動工具を使用すること」「その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置」のいずれかの措置【6条の2、6条の3、13条】	●	●	●	●
マスク、保護衣等の使用【14条】	●	●	●	●
関係者以外の立入禁止・表示【15条】	●	●	●	●
石綿作業場であることの掲示【34条】	●	●	●	●
作業者ごとの作業の記録・40年保存【35条】	●	●	●	●
作業実施状況の写真等による記録・3年保存【35条の2】	●	●	●	●
作業者に対する石綿健康診断の実施【40条】	●	●	●	●

(※) 表の条番号に法令名がない場合は、石綿障害予防規則、「安衛法」は労働安全衛生法、「安衛則」は労働安全衛生規則を指します。

- 工作物を扱う事業者・施工業者の皆さまへ -

「**工作物**」の解体工事等の事前調査は
令和8年1月1日以降着工の工事より
有資格者に行わせる必要があります。

事前調査の義務化

工作物の解体又は改修工事においては、
その工事の前に、石綿（アスベスト）の
事前調査を「工作物石綿事前調査者」講
習の修了者に行わせる必要があります。

独自のテキスト ボイラー・圧力容器の専門
機関として、厚生労働省が作成した標準テキストに
「ボイラー・圧力容器」の解説を付加しています。

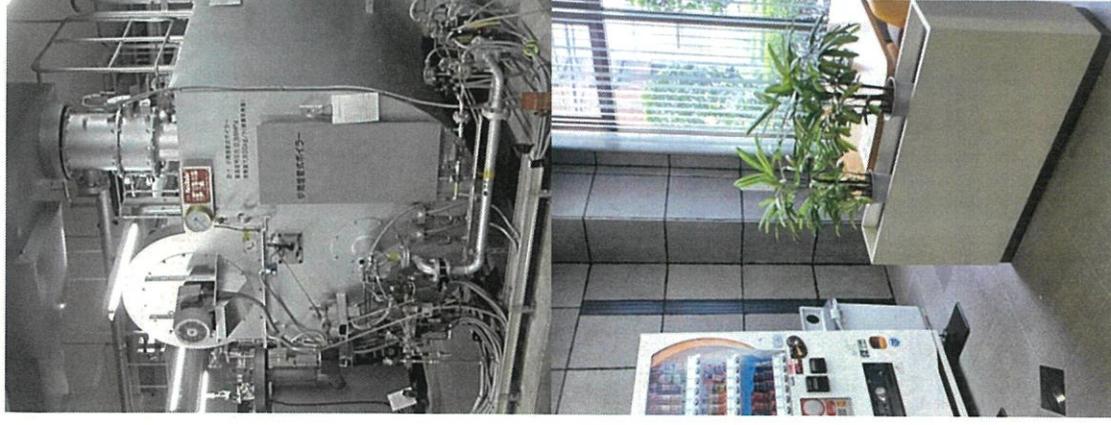
全国展開 東京会場での対面講習を全国の各支
部が開催する会場にリアルタイム配信するリモート
講習を開催しています。

(東京局登録番号 石13-19)

経験豊富な講師 建築物で実践を積んだ講師
陣とボイラーの専門家による講習。専門的な質問に
もキメ細かく対応します。



工作物石綿事前調査講習
サイトに飛べます。



東京会場限定 当協会のボイラー室をボイラー専門家がご案内します。

一般社団法人 日本ボイラー協会

03-5473-4515 東京都港区新橋5-3-1 JBAビル

9:00~17:00 <https://www.jbanet.or.jp/>

工作物の解体・改修工事に対する 石綿対策の規制が強化されます。

令和8年
1月1日
から施行

事前調査

建築物等の解体または改修の作業を行うときには、建築物石綿含有建材調査者による対象建築物等の石綿等使用の有無についての調査が必要とされていますが、以下の特定工作物等については、令和8年（2026年）1月1日から『工作物石綿事前調査者』の講習修了者によるその調査を行わせることが必要となります。

特定工作物

事前調査結果等の報告対象

- ・ 炉設備（反応槽、加熱炉、ボイラー・圧力容器、焼却設備）
- ・ 電気設備（発電設備、配電設備、変電設備、送電設備）
- ・ 配管及び貯蔵設備

※点検、検査のためのマンホールの開放、安全弁の取り外しなどは、改修にはなりません。

カリキュラム

●2日間の講習

- ・ 工作物石綿事前調査に関する基礎知識
- ・ 石綿使用に係る工作物図面調査
- ・ 現場調査の実際と留意点
- ・ 工作物石綿事前調査者報告書の作成

●修了考査 1時間40分

- ボイラ実機説明 告示に定められた講義時間に加えて解説動画も有ります。

受講料

会員 ¥53,350

受講料¥45,500 + テキスト代¥3,000
+ 税¥4,850

非会員 ¥55,000

受講料¥45,500 + テキスト代¥4,500
+ 税¥5,000

開催場所

東京会場（東京支部受付）

東京都港区新橋5-3-1 JBAビル 2F

全国の主要都市

（開催会場、修了考査の日程等は各支部にお問い合わせください）